

改 正 案	現 行
<p>第3章 保証金 (必要保証金)</p> <p>第4条 会員は、次の各号に従い、暗号資産信用取引に係る約定時必要保証金額及び維持必要保証金額（以下総称して「必要保証金額」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 利用者が個人の場合 暗号資産交換業者に関する内閣府令（以下「府令」という。）第25条第5項第1号に基づき暗号資産信用取引の約定又は信用供与の維持に必要とされる額以上の額</p> <p>(2) 個人以外の利用者の場合 次のいずれかの額 イ 前号と同じ額 ロ 府令第25条第5項第2号に基づき定められた額以上の額</p> <p>2 前項及び次条から第6条の保証金は、暗号資産をもって充てることができる。<u>その場合、代用価格は、直前の基準時における各暗号資産の価格に100分の50を乗じた額を越えない額とする。</u></p> <p>3 前項の基準時とは、次条に基づき会員が<u>営業日ごとに実預託額を算出する一定の時刻として定めた時刻とする。</u></p>	<p>第3章 保証金 (必要保証金)</p> <p>第4条 会員は、次の各号に従い、暗号資産信用取引に係る約定時必要保証金額及び維持必要保証金額（以下総称して「必要保証金額」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 利用者が個人の場合 暗号資産交換業者に関する内閣府令（以下「府令」という。）第25条第5項第1号に基づき暗号資産信用取引の約定又は信用供与の維持に必要とされる額以上の額</p> <p>(2) 個人以外の利用者の場合 次のいずれかの額 イ 前号と同じ額 ロ 府令第25条第5項第2号に基づき定められた額以上の額</p> <p>2 前項及び次条から第6条の保証金は、暗号資産をもって充てることができる。<u>会員は、保証金の全部又は一部が暗号資産をもって代用される場合における代用価格は、当協会が別途定める額とする。</u></p>